

お客さま各位

「外国為替及び外国貿易法」及び 「米国OFAC」等に基づく支払等規制について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。さわやか信用金庫では外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」といいます)及び「米国OFAC」規制等の各国関連法規制に基づく経済制裁措置に対応するため、お客さまのお取引が規制対象取引に該当しないことを確認させていただいております。

外国送金をご依頼の際には、以下の主な規制対象取引に記載した外為法や米国OFAC規制等の各国関連法規制の対象取引に該当しないこと(もしくは当局による許可・承認を受けていること)等をご確認の上、お取引の適法性をご申告くださいますようお願い申し上げます。

各種関連法規制等に抵触する、あるいは抵触する恐れのあるお取引は、受付することができませんので予めご了承ください。

主な規制対象取引

外為法に基づく支払等の規制	
1	<u>資産凍結等経済制裁対象者との取引</u>
2	<u>北朝鮮の「貿易に関する支払規制」</u> ■ 北朝鮮を原産地または船積地域とするすべての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの ■ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
3	<u>北朝鮮の「資金使途規制」</u> ■ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
4	<u>北朝鮮に対する「支払の原則禁止」</u> ■ 人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止 ■ 当該措置の対象となる支払いは、次の者(規制対象者)を受取人とするもの ① 北朝鮮に住所・居所を有する自然人 ② 北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体 ③ 上記②の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ④ 上記①または②により実質的に支配されている法人等 ⑤ 上記④の法人等の外国にある支店等
5	<u>イランの「資金使途規制」</u> ■ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
6	<u>ロシア関連</u> ■ ロシア・ベラルーシの特定の団体に対する資産凍結等の措置(資産凍結等の対象となっている団体により株式の総数等が50%以上の団体も資産凍結等の対象) ■ ロシア政府等が発行した証券の取得または譲渡

(次頁に続きます)

ロシア関連(続き)

- ロシア政府等またはロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行もしくは募集または当該発行もしくは募集のための役務取引
- ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引または当該者から受託する信託契約
- ロシア法人等に対する会計、監査、経営コンサルタント業、建築サービス、エンジニアリングサービスに係る役務取引
- ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資(居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。)
- ロシア法人等及びロシア法人等を実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資(居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等またはこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。)
- 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する金銭貸付契約または債務保証契約

7 特定事業パートナーシップ関係送金

- 居住者による本邦から外国に向けた支払であって、居住者が他の居住者または非居住者と共同で設立する組合その他の団体による外国における特定の業種(注1)の事業活動に充てるためのものをいう
- 注1:「特定の業種」とは、漁業(水産動植物の採捕の事業)、皮革または皮革製品の製造、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業を指します。

米国OFAC規制

1 米ドル建取引

- ① お取引の関係当事者の所在地や、お取引の関係地等(注2)に、イラン・イスラム共和国(イラン)、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国(シリア)、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれている。
注2:お取引の関係当事者とは一般的に送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭所有者、運営者(運営会社)、保証の受益者等を指します。また、関係地とは一般的に、原産地、船積地、荷揚地、中継地、最終仕向地、船籍等を指します。
- ② 米国政府により、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者(特定されている者が直接・間接問わず50%以上出資する団体等も含む)が、お取引に関係している。

2 米ドル建ではなくても、上記①または②に該当し、かつ以下に該当する取引

- 米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が、お取引に関係している。

3 その他、OFACが規制対象として指定する取引(二次的制裁の対象)

外国送金取引をお持ち込みいただく際は次のご申告をお願いいたします。

- ① ご送金目的(理由)、商品・サービスの詳細、商品の原産地、船積地・船積都市名、送金受取人様または送金依頼人様の業種・事業内容、実質的支配者の情報等。

*詳しくは「[外国送金\(仕向・被仕向\)ご利用のお客さまへのお願い](#)」をご確認ください。

- ② お客さまの知り得る限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、また、お取引の相手の関係者(主な株主や取締役等)の中に北朝鮮居住者(法人・個人)がいないこと。

- ③ お取引が外為法やOFAC規制等の各国関連法規制に該当しないこと。

(令和6年2月現在)

